一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会

第14回 全国大会 in ひょうご

© 一般財団法人神戸観光局

期 間　平成30年10月23日(火)・24日(水)

会 場　シーサイドホテル舞子ビラ神戸

主催：一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会
兵庫県知的障害者施設家族会連合会

HYOGO 150th Anniversary

平成30年、兵庫県は成立150周年を迎えます。この節目にあたり、ふるさと兵庫を再認識し、新たな兵庫づくりを考える機会とするため、当該事業を実施します。

第14回 全国大会inひょうご
開催テーマ

「今から始める第一歩
～福祉の後退を許さない～」

（ 目　次 ）

主催者挨拶 …… 1

兵庫県知事祝辞 …… 2

神戸市長祝辞 …… 3

開催要綱 …… 4

行政説明 …… 6

記念講演 …… 7

全員参加型討論会（コーディネーター） …… 8

「新しい生活施設のありかた提言パートⅡ」とPT会議について …… 15

全員参加型討論会（事業所側） …… 16

全員参加型討論会（家族側） …… 24

全施連のあゆみ …… 28

大会決議（案） …… 33

平成30年度全施連理事名簿 …… 34

協賛広告 …… 35

主 催 者 挨 拶

一般社団法人　全国知的障害者施設家族会連合会
理事長　由 岐　 透

全国知的障害者施設家族会連合会（全施連）の第14回全国大会を開催するにあたり、ご挨拶申し上げます。

全国知的障害者施設家族会連合会は平成17年に結成されました。この時期は障害者自立支援法が国会に提案されていました。この法案は障害福祉のパラダイムの転換であり、応益負担、障害程度区分等措置制度にはなかった問題点が数多くあり、日本知的障害者福祉協会はじめ事業者団体は法案の成立に反対し、運動を行っていました。知的障害者の当事者団体は政府提案に賛成を表明し、法案推進の一役を果たしていました。このような時代背景のもと、重度の知的障害をもつ子の親・兄弟姉妹家族が結束し、当事者として意見表明をする必要性が高まりました。障害をもって生まれても、障害をもたない人と同等の暮らしが保障されるべきだという基本理念のもとに、障害者制度、政策に対する提言等の活動を積極的に展開して参りました。

ポール・J・マイヤーは「成功とは価値ある目標を前もって設定し、段階を追って実現すること」といっています。何事も一朝一夜にして変わるものではなく、段階を追って実現する意思「体力・気力・知力」を持ち続け活動しなければこの子たちのしあわせが実現しないのではないでしょうか。

全国大会を兵庫県が開催県として行うのは第6回以来、2回目となります。昨年は神戸港開港から150年。今年は兵庫県誕生から150年の節目の年に、兵庫県神戸市で開催することは大変喜ばしいことだと思っています。兵庫県並びに神戸市には本大会の開催にあたり、ご尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

「今から始める第一歩～福祉の後退を許さない～」をテーマに開催する本大会が、障害をもつ人にとって少しでも暮らしやすく、過不足なく安定した生活が保障される社会が実現されることを切望しています。「親亡き後」を心配しないようにこの子が成人すれば親・家族の役割は終え、社会が保障する。このような社会の実現が憲法25条に明記されています。

障害者支援費制度、障害者自立支援法、障害者総合支援法、障害者権利条約の締結、障害者虐待防止法、障害者差別解消法等この約10年で障害者を取り巻く法律、制度が大きく変化しました。今また、社会福祉基礎構造改革以来18年目の障害福祉政策のパラダイムの転換が起きています。本来、政府が公的責任で保障すべきことを、「丸ごと」他人事であるように、家族や地域住民、ボランティア、福祉、医療に携わる関係者に自助、共助を強制し、地域で支え合うことを推進すべきであるとし、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけています。介護保険等31の法律改正（地域包括ケアシステム強化法）は「地域共生社会」の実現に向けて、介護保険制度、障害福祉制度に「共生型サービス」を創設し、障害福祉と介護保険との一体化、統合が図られようとしています。

知的障害をもつ人は自分の意思、意見を周りの人に伝えることが苦手であり、困難な人達です。この子らを守るには代弁者が必要です。私たちには代弁者としての役割があります。今後とも、知的障害をもつて生まれてきた我が子らを守り抜く決意を表明し、挨拶といたします。

兵庫県知事祝辞

兵庫県知事　井戸　敏三　氏

第14回全国知的障害者施設家族会連合会全国大会が盛大に開催されます。心からお喜びするとともに、全国から兵庫にお越しいただいた皆様を歓迎します。

全国知的障害者施設家族会連合会は、平成17年の設立以来、知的障害者施設利用者の福祉の向上に向け、障害者の親の思いを綴った冊子の作成や、障害者制度に関する啓発等に精力的に取り組んでこられました。こうした活動は、障害者や障害者制度に対する人々の理解の促進につながっています。皆様の真摯な活動に心から感謝します。

我が国は、本格的な人口減少、少子高齢社会に突入しています。これまで誰も経験したことのないこの大きな社会の変化に直面する今、地域の活力を保つため、高齢者や女性、障害者など誰もが地域社会の担い手としてその能力を発揮できる環境づくりを進めなければなりません。

折しも今年、兵庫県政は150周年を迎えました。この大きな節目を契機として、県民一人ひとりがその個性や能力を発揮し、いきいきと活躍できる新時代の兵庫づくりに挑んでいきます。

今年4月、本県は、「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」を施行しました。この条例のもと、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、県民誰もが地域社会の一員として尊重され、互いに支え合い、一人ひとりが持てる力を発揮できるユニバーサル社会の実現に取り組みます。

また、障害者はもとより、障害者を支えるご家族の高齢化にも対応し、障害者が生涯にわたって安全安心に生活できる社会をめざします。そのため、従来の「施設か地域」という二者択一の考え方ではなく、障害者一人ひとりの状況を考慮しながら、幼児期から成年期まで切れ目のない支援体制の構築に取り組んでいきます。

本大会では、全国の知的障害者施設に入所されている方のご家族の皆様が集い、「今から始める第一歩～福祉の後退を許さない～」をテーマに研究、議論を深められます。この大会を契機として、人々の障害者に対する理解が一層深まっていくことを願っています。

本大会のご成功と全国知的障害者施設家族会連合会のますますのご発展、関係の皆様のご健勝でのご活躍を心からお祈りします。

神戸市長祝辞

神戸市長　久元　喜造 氏

第14回全国知的障害者施設家族会連合会全国大会inひょうごが、関係者の皆様のご尽力により、多数の皆様のご参加の下、神戸市において盛大に開催されますことをお慶び申し上げますとともに、全国からお越しいただいた皆様を歓迎いたします。

皆様におかれましては、知的障害者施設を利用する方々の福祉の向上のためにご尽力いただいており長年にわたる活動に深く敬意を表します。

さて、神戸市では、平成28年3月に「神戸市障がい者保健福祉計画2020」を策定いたしました。この計画では、『障がいのある人が、自らの意思決定に基づき、一人ひとりに応じた支援を受け、個人として尊重され、地域のなかで安心してともに暮らし、活躍できる「こうべ」をみんなでつくっていく』ことを基本目標として、2020年までに取り組むべき施策の方向性や重点的に取り組むべき事業などを掲げております。

平成30年4月より改正障害者総合支援法・児童福祉法が施行となり、障がいのある方々の重度化・高齢化への対応やサービスの質の確保・向上のための環境整備等が進められる一方、地域共生社会の実現に向けた取り組みの方向性が示されております。このように障がいのある方々を取り巻く状況は大きく変化してきており、神戸市の障害福祉施策もこれまで以上に多様なご意見を伺いながら進めていく必要があると考えております。本会でも活発な意見交換がなされ、実り多いものとなりますことを期待しております。

最後になりますが、一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会並びに兵庫県知的障害者施設家族会連合会のご発展とご参会の皆様のご健勝を心からお祈り申し上げ、お祝いの言葉といたします。

平成30年度　第14回　一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会
全国大会inひょうご要綱

1. 大会テーマ

今から始める第一歩　～福祉の後退を許さない～

2. 開催趣旨

「我が事・丸ごと」地域共生社会のしくみで、知的障害をもつわが子らは、真に幸せな生涯が送れるのでしょうか。さまざまな局面から考え、話し合いましょう。

「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部は「地域共生社会」の実現を今後の福祉改革を貫く基本コンセプトに位置づけ、介護保険法（地域包括ケアシステム強化法）の改正を行ない、2018年度・2021年度の介護・障害福祉の報酬改定、さらには2018年度にも予定されている生活困窮者支援制度の見直しに向けて、部局横断的に幅広く検討を行うこととしています。2020年までに公的サービスだけに頼らない社会の実現が示されています。「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）、介護保険制度、障害福祉制度に「共生型サービス」を創設する。これにより障害福祉と介護保険の一体化、統合が図られようとしています。現在、社会福祉基礎構造改革以来18年目の障害福祉政策のパラダイムの転換が起こっています。障害福祉の分野において絶対的な規範とされている考え方や思想が大きく変わります。

本来、政府が保障すべきことを、「丸ごと」他人事であるように、家族や地域住民やボランティア、福祉、医療に携わる関係者に自助、互助を強制して、地域で支え合うことを推進すべきだというのです。重度の知的障害者がこのような制度、施策のなかで生きていくことが果たしてできるのか疑問です。社会保障・社会福祉は誰の責任なのか、憲法・障害者権利条約に照らし合わせて、改めて問い直したいと思います。

3. 主　催

一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会　　兵庫県知的障害者施設家族会連合会

4. 後　援

厚生労働省、兵庫県、神戸市、公益財団法人日本知的障害者福祉協会、特定非営利活動法人日本障害者協議会、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会、社会福祉法人神戸市社会福祉協議会、一般社団法人兵庫県知的障害者施設協会、全国手をつなぐ育成会連合会、公益財団法人兵庫県手をつなぐ育成会、一般社団法人神戸市手をつなぐ育成会、兵庫県重症心身障害児（者）を守る会、一般社団法人兵庫県知的障害者施設利用者互助会、公益財団法人神戸新聞厚生事業団、神戸市知的障害者施設連盟、きょうされん、きょうされん兵庫支部、兵庫県自閉症協会、神戸市自閉症協会、株式会社神戸新聞社、株式会社サンテレビジョン

5. 日　程

平成30年10月23日（火）～24日（水）

6. 会　場

シーサイドホテル舞子ビラ神戸　〒655-0047　神戸市垂水区東舞子町18-11　TEL. 078-706-3711

7. 大会参加費

参加費　6,000円　　交流会費　7,000円

8. 参加対象

1）知的障害者施設家族会関係者

2）福祉サービス事業関係者、教育関係者、行政関係者、障害児（者）家族

3）その他福祉に関心のある方

9. 大会プログラム

《10月23日(火)》

12時	13時	13時40分	15時	15時20分	17時	18時	20時
受付	開会式	行政説明 (80分)	休憩	記念講演 (100分)	休憩	交流会	

《10月24日(水)》

9時	9時10分	10時30分	10時45分	12時05分	12時20分	13時
報告	全員参加型 討論会 第1部	休憩	全員参加型 討論会 第2部	採択	決議案	閉会式

10. 開会行事

開会挨拶　一般社団法人全国知的障害者施設家族会連合会　理事長　由岐　透

来賓祝辞　・兵庫県知事　井戸 敏三 氏

・神戸市長　　久元 喜造 氏

・公益財団法人日本知的障害者福祉協会　会長　井上　博 氏

11. 行政説明

演題「障害保健福祉施策の動向」

厚生労働省　社会・援護局　障害保健福祉部　障害福祉課　地域生活支援推進室

虐待防止専門官／障害福祉専門官　片桐 公彦 氏

12. 記念講演

演題「やさしい社会を明石から」

明石市長　泉　房穂 氏

13. 全員参加型討論会

10月24日(水)　第1部　9:10～10:30　第2部　10:45～12:05

★テーマ　「どうする？ 家族とわが子らの高齢化」

コーディネーター　宗澤 忠雄 准教授、小賀　久 教授

事業者からの話題提供　2名、家族からの話題提供　2名

14. 大会事務局（問い合わせ先）

全国・兵庫県知的障害者施設家族会連合会

〒650-0016　神戸市中央区橘通3-4-1　神戸市立総合福祉センター2F

TEL 078(371)3930　FAX 078(371)3931　Email：h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp

【行 政 説 明】

「障害保健福祉施策の動向」

厚生労働省　社会・援護局　障害保健福祉部
障害福祉課　地域生活支援推進室
虐待防止専門官 / 障害福祉専門官

片桐　公彦　氏

新潟県上越市出身
淑徳大学社会学部社会福祉学科　卒

（現職）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室
虐待防止専門官 / 障害福祉専門官（知的障害分野担当）

（職歴）

社会福祉法人上越つくしの里医療福祉協会　PSW（1999-2001）
上越市役所健康づくり推進課　PSW（2002-2003）
NPO法人くびき野NPOサポートセンター　事務局スタッフ（2003-2005）
NPO法人りとるらいふ　理事長（2004-2010）
社会福祉法人りとるらいふ　理事長（2010-2014）
社会福祉法人みんなでいきる　副理事長 / 障害福祉事業部長（2014-2017）
2017年4月から現職

（社会活動）（2017年3月まで）

NPO法人全国地域生活支援ネットワーク　副代表理事
新潟県地域生活支援ネットワーク　代表
新潟県福祉移動サービスネットワーク　代表
NPO法人くびき野NPOサポートセンター　理事
新潟県自立支援協議会　委員
新潟県自立支援協議会　療育部会　副部会長
上越市自立支援協議会　委員
上越市自立支援協議会　地域生活支援部会　部会長

（資料は別紙）

【記念講演】

「やさしい社会を明石から」

明石市長　泉　　房穂　氏

一、障害者福祉とのかかわり

二、社会の「あたりまえ」を変える

1. 障害者が暮らしにくいのは、障害者や家族の責任ではない
2. 障害者が暮らしやすい社会をつくるのは行政（明石市）と社会の責任
3. 福祉の充実をまちの発展につなげる

三、明石市の取り組み

四、やさしい社会を明石から

1. 明石から始める
2. 明石から全国に拡げていく

五、福祉を世の光に

1. 今、明石が熱い
2. 世の中は変えられる

（略歴）

1963年、兵庫県明石市生まれ。
東京大学教育学部を卒業後、NHKディレクターを経て、弁護士に
2003年、衆議院議員に当選。
介護保険法改正や無年金障害者救済法などの制定に携わる
2007年、社会福祉士の資格を取得。
2011年、明石市長に就任。
障害当事者や手話通訳士、社会福祉士の採用を進めるなど、障害者福祉に力を入れて取り組み、
明石市の人口・地価・基金のＶ字回復を実現。
2015年、「手話言語・障害者コミュニケーション条例」施行（全国初）。
2016年、「障害者配慮条例（差別解消条例）」を施行し、事業者の合理的配慮を市が公費で助成する
「公的助成制度」をスタート（全国初）。
現在2期目。
柔道初段、手話検定2級、明石タコ検定初代達人

【全員参加型討論会】

「我が事・丸ごと」の目指すもの

―社会福祉のパラダイム転換の総仕上げ―

コーディネーター／埼玉大学教育学部准教授　宗澤　忠雄　氏

1.「我が事・丸ごと」の源流は、介護保険制度と「新しい公共」

(1)「新しい公共」とは(⇒別紙資料① P10)

・ 行政は地域施策の「政略本部」として、公共サービスの担い手から縮減・撤退していく

・「新しい公共」の担い手は、地域の「親の会」、住民ボランティア、NPO、企業…etc.と、
地域生活を支える〈機能〉面で、あらゆる個人・団体による「助け合い」を進めようとするもの
例)ペアレント・メンター養成事業

・ 保護者は、障害のある子どもの教育を支える「人材」(教師等のその他専門職と横並び)
(平成15年文科省「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」)

(2)介護保険制度＋子育て保険制度…⇒「福祉・介護サービス保険制度」に統合する

・ 介護保険は、市町村を保険者に、介護サービスの〈財源〉(＝基礎構造)面における「助け合い」

・ 社会保障・社会福祉への国家予算による財政出動を抑制・管理する仕組みを完成させる

・ 以上の施策構造は、社会福祉の総則的事項を定める社会福祉法の目指すところ

(3)日本国憲法の改悪ー社会福祉のパラダイム転換の総仕上げを阻む憲法を「改正」する

・ 生活保護制度の縮減・解体の進行
⇒障害のあるなしにかかわらず「健康で文化的な」地域生活は広範囲に破綻しつつある
例)貧困児童対策⇒子ども食堂の現実　(⇒別紙資料② P11)

・ 憲法第24条1項　家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。
家族は、互いに助け合わなければならない。

・ 憲法第25条2項の改悪文案(私案)　「国、地域社会及びすべての国民は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の増進に努めなければならない」

・「特別の教科道徳」　小学校2018年度～、中学校2019年度～

2. 抜本的な制度改善を目指すストラテジーの必要性

(1)20世紀型「公的責任」を掲げるだけでは前進することの難しい政策構造

⇒措置制度の時代のような、公的責任に係る中央集権体制はすでに解体されている

・ 全国的な団体の政府への交渉・圧力だけを頼りに施策改善が進むことは展望できない

(2)社会福祉法の改正から児童福祉法・介護保険法・障害者総合支援法の改正を射程に収める必要

⇒自立支援法訴訟の教訓

・「和解」の「基本合意文書」はほとんど歯止めになっていない(政治的妥協の産物)

・ 政策側の教訓は、障害のある人にしわ寄せする政策を強行しようとすると、当事者組織の巨大な抵抗と世論の批判が高まる(介護保険や保育所の個人契約制は政治的争点にならなかった)

⇒そこで、「我が事・丸ごと」＝「障害のあるなしにかかわらず、すべての国民の痛み分け」というレトリックが登場する、みんなの「痛み分け」で障害者だけの応益負担じゃありませんよと

(3)現在の困難に対する処方箋としての「全施連提言Ⅱ」

・ 戦略 Ⅰ　「我が事・丸ごと」が障害者への抑圧としわ寄せを強いることを明確に主張する

・ 戦略 Ⅱ　地域における共生社会の実現に必要な文化的刷新と国家責任の再建課題を明らかにする

社会福祉法人のあり方(管理運営・経営を含む)の抜本的刷新を含む

・ 戦略 Ⅲ　地域の実情に応じた地域支援システムと「地域共生ホーム」のあり方を具体化する

ここでは地方自治体の行政責任を明らかにする課題も含む

・ 戦略 Ⅵ　親・家族の幸せ実現計画を立案・遂行する

私見によれば、このための国家予算による補助金も創設する

「ぜしんれん国際大会　in ハワイ〈大会テーマ　みんな幸せ、生まれて良かった!〉」

の早期実現をめざして、みんなで奮闘しよう!!!

(プロフィール)

大阪府大阪市生まれ　埼玉大学教育学部特別支援教育講座准教授

障害者福祉学、障害者虐待防止学

「さいたま市誰もが共に暮らすための権利の援護等に関する条例」(2012年施行)の条例検討専門委員会委員長を務めた他、現在、さいたま市障害者の権利の擁護等に関する委員会委員長、さいたま市地域自立支援協議会虐待防止部会長及び埼玉県障害者施策推進協議会会長として、障害者施策の策定、差別・虐待事案への対応・ネットワークづくり等に取り組む。『さいたま市障害者相談支援指針』の作成責任者であり、今年度は障害のある人の虐待に係るご本人への司法(事実確認)面接マニュアルを策定して、さいたま市内の虐待対応に活用させている。

(主な著書・論文)

2018年　「特別支援教育における学校と保護者の連携に関する研究」『埼玉大学紀要教育学部(教育科学)』第67巻2号、31-48頁

2018年　「さいたま市特別支援ネットワーク連携協議会の特質と課題－さいたま市条例づくりと特別支援教育推進体制の構築」『埼玉大学紀要教育学部(教育科学)』第67巻1号、123-142頁

2017年　「共に生きる地域生活の実現に資する施設入所支援の役割」『知的障害福祉研究さぽーと』(日本知的障害者福祉協会)第64巻9号(通巻728号),11-14頁

2016年　「人権擁護としての虐待防止」『日本重症心身障害学会誌』(日本重症心身障害学会)第41巻1号,71-77頁

2015年　「障害者権利条約とこれからの入所施設支援」『知的障害福祉研究さぽーと』(日本知的障害者福祉協会)第62巻2号(通巻697号),10-14頁

2012年　『障害者虐待―その理解と防止のために』(中央法規出版)

2010年　『現代の地域福祉と障害者の発達保障』(文理閣)

2008年　『地域に活かす私たちの障害福祉計画』(中央法規出版)

2005年　『医療福祉相談ガイド』(中央法規出版)

別紙資料①（宗澤忠雄）

新しい「公共空間」の形成イメージ

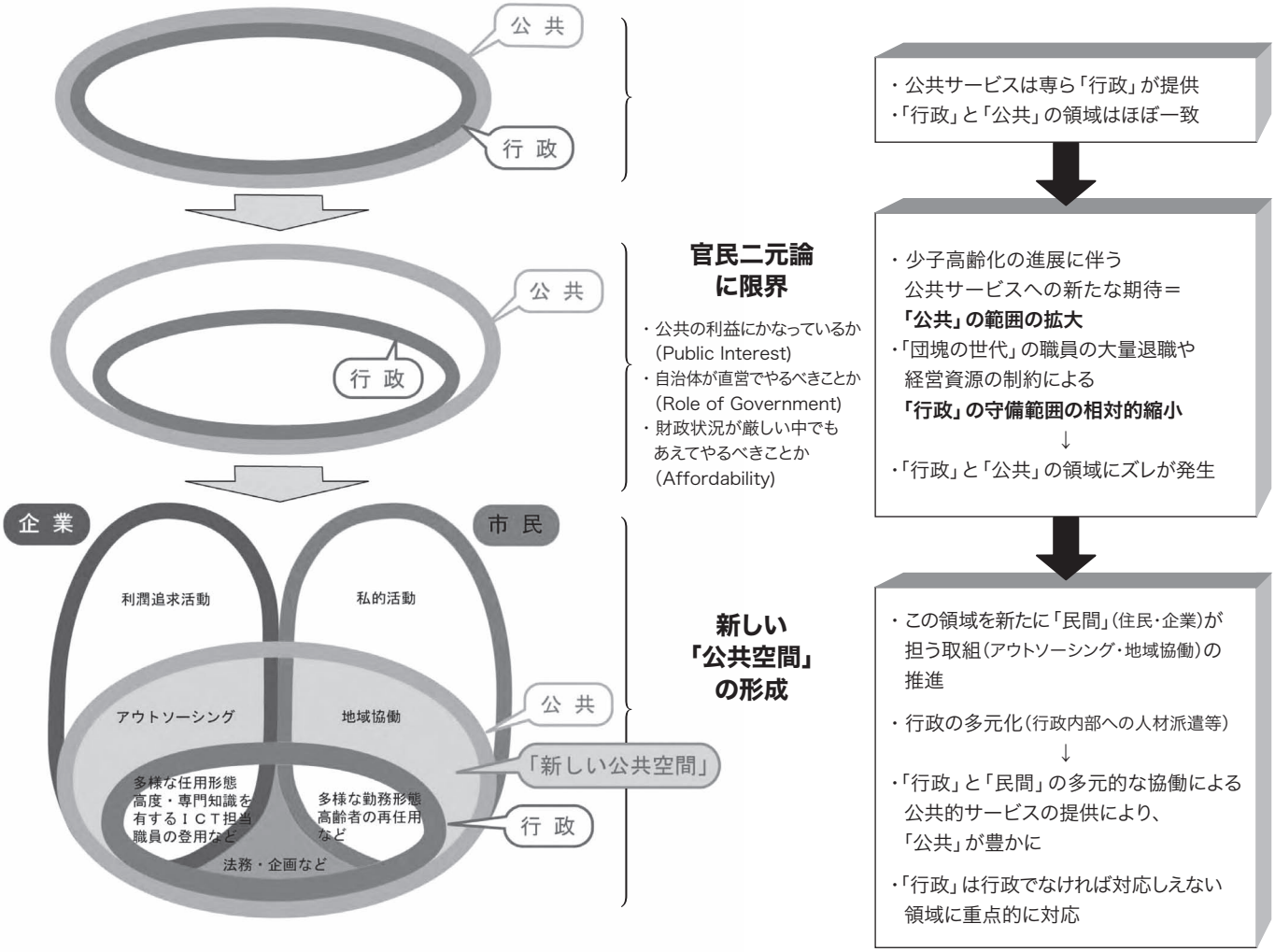

・出典：平成17年(2005)総務省／分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会報告
「分権型社会における自治体経営の刷新戦略―新しい公共空間の形成を目指して―」
この報告書の問題意識は、「高度成長時代以来、右肩上がりの経済や財源に慣れ、国の指揮監督の下にあったこれまでの自治体運営を、住民に開かれた別の原理に転換」していくために、「住民を顧客と見るNPM(New Public Management)の考え方を超えて、自治体の行政を地域の戦略本部と位置づけ、住民やNPO、民間企業など多様な主体と協働して自治体を運営していくこと」にある。

・この在り方が、社会福祉法第1条における「地域福祉の原則」である

別紙資料②（宗澤忠雄）

表　都道府県別生活保護率と子ども食堂数

都道府県	人口（千人）	生活保護実人員	保護率人口千対	子ども食堂か所数	子ども食堂1か所当り保護人員数
全　国	127,083	2,165,895	17.0	2,286	947.5
北海道	5,400	170,861	31.6	113	1512.0
青森県	1,321	30,406	23.0	8	3800.8
岩手県	1,284	14,214	11.1	17	836.1
宮城県	2,328	27,790	11.9	44	631.6
秋田県	1,037	15,383	14.8	11	1398.5
山形県	1,131	7,408	6.5	8	926.0
福島県	1,935	16,830	8.7	13	1294.6
茨城県	2,919	26,167	9.0	19	1377.2
栃木県	1,980	21,350	10.8	23	928.3
群馬県	1,976	14,719	7.4	26	566.1
埼玉県	7,239	96,229	13.3	83	1159.4
千葉県	6,197	81,416	13.1	62	1313.2
東京都	13,390	294,877	22.0	335	880.2
神奈川県	9,096	157,457	17.3	169	931.7
新潟県	2,313	21,092	9.1	28	753.3
富山県	1,070	3,514	3.3	8	439.3
石川県	1,156	7,626	6.6	20	381.3
福井県	790	4,104	5.2	15	273.6
山梨県	841	6,726	8.0	12	560.5
長野県	2,109	11,528	5.5	68	169.5
岐阜県	2,041	12,132	5.9	22	551.5
静岡県	3,705	30,456	8.2	40	761.4
愛知県	7,455	79,548	10.7	66	1205.3
三重県	1,825	17,561	9.6	26	675.4
滋賀県	1,416	11,652	8.2	95	122.7
京都府	2,610	62,080	23.8	94	660.4
大阪府	8,836	301,539	34.1	219	1376.9
兵庫県	5,541	107,767	19.4	53	2033.3
奈良県	1,376	20,654	15.0	34	607.5
和歌山県	971	15,137	15.6	20	756.9
鳥取県	574	7,648	13.3	27	283.3
島根県	697	6,145	8.8	19	323.4
岡山県	1,924	26,252	13.6	25	1050.1
広島県	2,833	47,942	16.9	26	1843.9
山口県	1,408	16,774	11.9	14	1198.1
徳島県	764	14,566	19.1	7	2080.9
香川県	981	11,414	11.6	15	760.9
愛媛県	1,395	22,309	16.0	13	1716.1
高知県	738	20,882	28.3	51	409.5
福岡県	5,091	132,029	26.0	90	1467.0
佐賀県	835	8,049	9.6	11	731.7
長崎県	1,386	30,954	22.3	7	4422.0
熊本県	1,794	26,804	14.9	31	864.6
大分県	1,171	20,525	17.5	30	684.2
宮崎県	1,114	18,055	16.2	18	1003.1
鹿児島県	1,668	32,493	19.5	24	1353.8
沖縄県	1,421	34,839	24.5	127	274.3

子ども食堂数は2018年4月4日読売新聞朝刊、生活保護に関するデータは、厚生労働省厚生統計要覧（平成28年度）における2014年データをもとに政令市・中核市分を都道府県単位に集計し直し、同年の総務省人口推計と併せて宗澤氏が作成

【全員参加型討論会】

全施連に期待すること

―PT会議の取り組みを通して―

コーディネーター／北九州市立大学文学部教授　小賀　久　氏

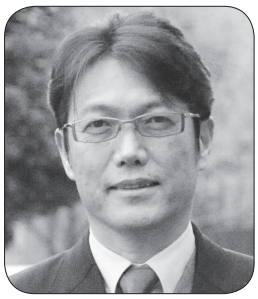

≪ 全施連の提言作成の取り組みについて　過去から現在 ≫

2012（平成24）年8月、私たち全施連は『新しい施設のあり方に関する提言（以下「提言Ⅰ」）』を国および都道府県、市町村等に提出しました。

その直後、「提言Ⅰ」の原案を作成したPT会議では、「新しい施設」の具体像を明示した「次なる提言（以下「提言Ⅱ」）」の必要性に関して、理事長に対して以下の提案を行いました。

①全国の会員の意見を集めながら「提言Ⅰ」で国に求めた「新しい施設」の詳細を明らかにし、国に対して具体的な実行策を求める必要があること。
②「新しい施設」の詳細を明らかにする際には、2011（平成23）年から取り組んできた請願4項目を大切にすること。
③全国の会員の意見を直接的に集めるため、「提言Ⅱ」を作成するためPT会議は可能な限り全国各地で開催すること。

その他にも、会員の中から次のような意見がありました。
①「提言Ⅰ」が比較的難しい表現となっており、多くの会員からわかりやすい表現（わかりやすい版）が求められていること。
②国に求めた“制度の新設という意味”での「新しい施設」という表現について、「生活施設のさらなる新設を求めており現行施設の改善、改革が置き去りにされているのではないか」との誤解が会員の中に生じており、その誤解を解く必要があること。
③支援費支給制度以降の利用契約において、強権的な施設経営者から障がい者・家族が措置制度時代よりも弱い立場に置かれていることが指摘された。

全施連の会員の皆さんの「ワンコインカンパ」の支援を受け、PT会議が再開されました。“新しい施設”を“地域共生ホーム”と呼ぶこと。従来からの施設が安心・安全で快適な暮らしの場としての“地域共生ホームへと移行していくための支援のあり方”についても具体的に提案していくこと。

それによって現在の施設に対しては、安易な地域移行論に反対して、障がい者のQOLを高めることこそが重要であるとする、施設改革のための具体策を提供でき、「提言Ⅰ」および「提言Ⅱ」の価値をゆるぎないものとすることが確認されました。

以上の事柄を常に念頭に置き、PT会議では「提言Ⅰ」の内容をわかりやすく、かつ具体化するために「提言Ⅱ」の作成に取り組んできました。

≪「提言Ⅱ」の作成と公表方法について　これから ≫

「提言Ⅱ」が国、都道府県、市町村、その他関係機関・団体に対して強い説得力を持つためには、①国の福祉施策の流れを慎重に汲み取りつつ、障がい者と家族の生活困難が生じる問題の根っこに焦点を当てること。
および②多くの国民に共感を呼ぶ内容であることが求められています。
そのために、「提言Ⅱ」の公表方法として本を出版します。

①「提言Ⅱ」をわかりやすい表現の本として整え、出版する。
②本は小冊子（ブックレット）程度とする。
③出版にあたっては会員全員に購入を呼び掛け、内容理解のために各県単位で「提言Ⅱ」の読み合わせや学習会に利用していただく。
④福祉協会はもとより多様な関係機関（国、都道府県庁、市町村庁、議会議員）・団体（他の障害者団体、社会福祉協議会等）へも会をあげて購読をお願いする。
⑤価格はできるだけ安くする。
⑥印刷部数は価格等をふくめ調整する。
⑦発行は2019（平成31）年6月ごろとする。

本の大まかな内容は次の通りですが、表現・内容などは変わることがあります。

はじめに　地域共生ホームとはなにか
執筆担当者：小賀　久（全施連顧問、北九州市立大学）

第1章　新しい施設「地域共生ホーム」の創設を求めて
執筆担当者：宗澤 忠雄（全施連顧問、埼玉大学）

第2章　「地域共生ホーム」から展開する地域生活
執筆担当者：宗澤 忠雄

第3章　職員の専門性の向上と待遇改善を求めて
執筆担当者：南　守（全施連副理事長）

第4章　「地域共生ホーム」の長の要件
執筆担当者：桜田 星宏（全施連顧問、秋田県知的障害者福祉協会長）

第5章　施設経営と運営のあり方について
執筆担当者：南　守

第6章　家族の役割と法的位置を明らかに
執筆担当者：由岐　透（全施連理事長）

第7章　国・自治体の責任と役割を明らかに
執筆担当者：小賀　久

第8章　当事者の権利擁護のために
執筆担当者：田中 幹夫（全施連顧問、弁護士）

（プロフィール）

現在：北九州市立大学文学部人間関係学科及び大学院社会システム研究科教授
専攻：社会福祉援助論、障がい者福祉論
現在の研究テーマ：「デンマークの地域生活支援」、「障がい者・高齢者の権利擁護」
2001年以来、毎年北欧の社会福祉調査を実施
2004年4月から同年9月までデンマーク教育大学客員研究員
2018年度、高知県立大学客員教授

（社会的活動）

福岡県介護保険広域連合第2期～7期介護保険計画策定委員会会長、
福岡県介護保険広域連合地域密着型サービス協議会会長、
福岡県介護保険広域連合第3期～7期介護保険計画検証委員会会長、
直方市・宮若市・小竹町・鞍手町自立支援協議会会長、飯塚市地域福祉計画審議委員会会長、
飯塚市社会福祉協議会権利擁護委員会会長、NPO法人「人権オンブズ福岡」代表理事、
全国障害者問題研究会福岡支部長、全国知的障害者施設家族会連絡会顧問　など

（著書）

単著『北欧・デンマーク　障がいのある人の生活支援』法律文化社　近刊
共著『福祉論研究の地平』法律文化社2012年9月
単著『障がいのある人の地域福祉政策と自立支援』法律文化社2009年3月
共著『障害者の人権と発達』全障研2007年8月
共著『図説日本の社会福祉』法律文化社2007年6月
共編著『講座21世紀の社会福祉（全5巻）』かもがわ出版2002年12月　他

（趣味）

バイク、ギター、カメラ、温泉のはしご

「新しい生活施設のありかた提言パートⅡ」とPT会議について

～全施連発行書籍作成に向けて～

平成17年2月に「施設解体」を謳った障害者自立支援法が閣議決定され、平成18年10月完全施行となりました。同じ平成17年9月に全国知的障害者施設家族会連合会が入所施設存続を旗印に設立しました。ある時は野党勢力に、またある時は与党勢力に入所施設の必要性を説き、署名運動やデモなど考えうる限りの活動をしてきました。しかし、それらはいわゆる対処療法でしかなく、私たち親家族が望む福祉の仕組みはどうあるべきか、どんな暮らしを構築したいのか核になる部分の理論構築が必要なことに気づきました。

ちょうどその頃デンマークへの視察旅行に同行指導してくれた小賀久教授と出会い、その友人である宗澤忠雄教授のお二人を迎えて「新しい生活施設のあり方」を徹底的に話し合い、提言を作るためのPT会議を企画することにしました。

平成23年4月から平成25年初めにかけて計10回博多でPT会議を開催しました。泊りは伴わず、小さな貸し会議室を借りて、旅費は講師のみ、謝金なし。他の参加者は全員手弁当でした。子育ての辛かった思い出や、施設の不備、施設のありがたさなど、徹底的に語り合い、検証し、深めていきました。それらをくみ取った提言は『新しい生活施設のあり方に関する提言「家族が求める暮らしのあり方」～親の想いを社会にとどけたい～』と題して小冊子にして関係機関に配布しました。その冊子は厚生労働省の知るところとなり、また各政党の障害福祉に携わる議員にも渡り「入所施設は必要」との手ごたえを感じることができました。以降厚生労働省との面談でも「入所施設は必要です」と厚生労働省に言わしめる根拠となっていると自負しています。

しかし、全施連内部では文言が難しい、具体性がなくわかりにくい等々の批判が出て、十分に受け入れられたとは言えませんでした。

また、法律も自立支援法から総合支援法へ、総合支援法施行3年後の見直しと次々と変わっていき、提言の文言の訂正等も余儀なくされました。

そこで、平成27年より、その間に全施連が取り組んできた65歳問題などを加味し、会員である親家族にもわかりやすく加筆していこうと提言Ⅱの作成に取り掛かりました。

提言Ⅱはその会議がPTメンバーだけでなく、広く会員に公開し討議にも関わってもらえるようにと、福岡・秋田・北海道・東京等と各地を回って開催しました。

平成29年には「ワンコイン募金」に載せて多くの方の応援を得ることができ感謝の念に堪えません。

資金繰りも一息ついて、いよいよ、具体的な本の作成に取り掛かりました。

親家族に、《わが子らにこんな暮らしをさせてやりたい》と目標になる本、想いを世に訴え、福祉の一つの指針となるような本、手作りの冊子ではなく一般の人にも手に取ってもらえる体裁の本をめざしてPT会議を進めています。

この全国大会での皆様の思いをさらにプラスして、提言Ⅱの作成に励む所存です。この本の完成の際にはご購入、販売にご協力を賜りますようお願いいたします。

※PT：プロジェクトチーム　ある一定期間取り組むべき課題達成のために特別に編成された組織

【全員参加型討論会】事業者側

ある障害者支援施設における高齢化に係る課題やミニ実践など

自閉症成人施設・障害者支援施設あかりの家　施設長　三原　憲二　氏

1. あかりの家の歴史

1980年 11月　自閉症の子どもを持つ、兵庫県の3人の母親が施設づくりを呼び掛け
1982年　7月　建設地を確保。反対運動のため建設断念し、高砂市に建設地確保
1986年　4月　精神薄弱者更生施設（現、障害者支援施設）あかりの家開設（現在33年目）

2. あかりの家の入所利用者

(1)定員・現員　40名
(2)療育手帳　A:39名、B1:1名、自閉症:9割、重度加算90%、
(3)年齢　45～54歳:73%／平均46歳 最年長63歳、最年少27歳

3. 運営テーマ・目標

(1)「自閉症総合援助センター」を目指す
(2)チーム作り
　①チームのあり方が、支援の方向と質を決めていく
　②チームは、支援力を高める過程で作っていく
(3)支援の基本
　「食事・睡眠・排泄／日中活動」(クウ・ネル・ダス／デル)の、しっかりした支援
(4)働く　張り合いのある生活を送る。いくら障害が重くても働く・働ける。
(5)地域支援・・・「開かれた専門性」を追求
　リハビリ的ショートステイ、障害児等療育支援事業等
(6)3つのタフ
　①汗にタフ(現場第一主義)
　②失敗にタフ(彼らから学ぶ)
　③考えることにタフ(とどまらない)
(7)自閉症の彼らの「お世話でなく、人生の応援をしたい」
(8)自閉症専用GH「友愛の家」の、あかりの家との一体的な運営

4. 高齢化に関しての課題

(1)日中活動と生活空間の見直しが迫られる(10年先、多くの利用者が60歳前に集中)
　①全員作業や作業内容の見直し
　②作業に代わる日中活動の充実
　③建物空間　　④冷暖房等

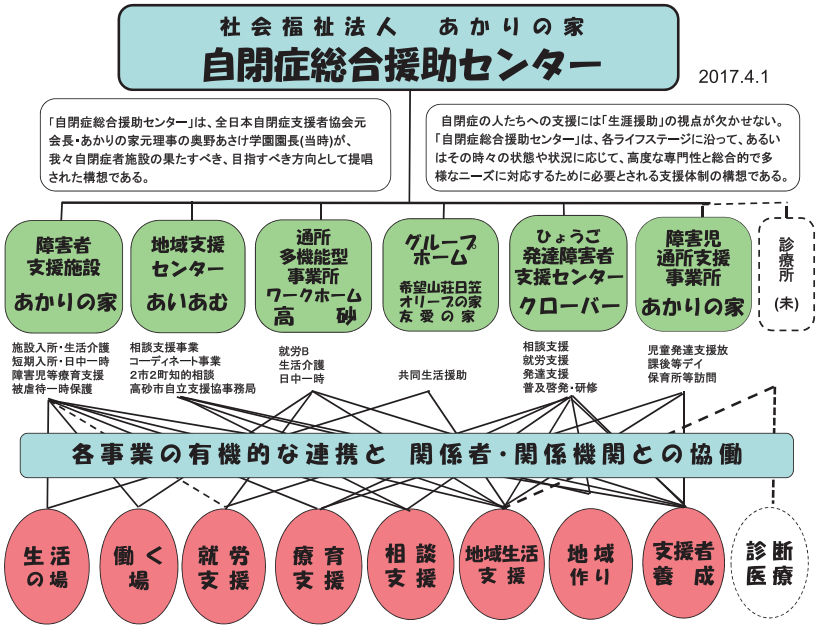

(2)家庭・親との信頼関係、親との別れ

親と施設との関係に躓きがあると、犠牲になるのはダレか？

①週末帰省や保護者参加行事の再検討

②療育的な視点からの、親との別れへの対応

(3)身体的な老化、介護的な支援、医療的な付き添い

入通院、歯科治療、作業中心の日中活動から余暇的介護的活動への移行

(4)一方で、入所利用者以外の、成人期の自閉症の人たちの療育的支援をどうしていくか

5. あかりの家施設づくりの過程で

(1)

> 入所者にとっての家庭になるだけでなく、自閉症児を一時預かりしたり、自閉症児家庭にホームヘルパーを派遣したり、家庭と療育の専門家とを橋渡しするセンター的な役割も持たせたい。親にとって最も心配なのが、親亡き後の子どもたちの生活。このため、「自分たちの手で、安心して暮らせる家を造ろう」と、あかりの家設立準備委員会を結成。(1982.3.6神戸新聞)

> ただ、40人の子ども達だけが安全に生涯を送ることが出来れば、それでいいのでしょうか？ この人達は皆、それぞれに一人の人間として、人間社会で役割を果たす必要がありはしないでしょうか？ このことについて、来年は会員の皆さんと一緒にじっくり話し合い、開設までには一応の一致点を見出したいと思います。(1983.12「あかりの家ニュース」)

(2)35年前の、あかりの家開設前の親の思い(1)を読んで、以下の3点を考えた

①「自閉症児を一時預かりしたり、自閉症児家庭にホームヘルパーを派遣したり…」は少しずつ充実してきている。(「あかりの家自閉症総合援助センター」とも結びつく)

②「親にとって最も心配なのが、親亡き後の子どもたちの生活」35年の年月の間、基本的には大きく変わっていない。どういうことか！？この国の文化によるものか、**<誰かがサボってきた>としか言いようがない！** サボってきたのは、**我々施設関係者か、親たちか、政府か、行政か、学者か、地域か？！**

③「この人達は皆、それぞれに一人の人間として、人間社会で役割を果たす必要が…」あかりの家は、30年かけて、やっとこの問いかけの玄関口まで来た。

※「カレー作りへの思い」参照

・・

以下、「あかりの家自閉症療育のキーワード集(2018年度版)」より

326 生まれてきたものには必ず死がある

必ず迎える死を教えるために、亡くなった父親の亡骸を前にして、"お父さんは死にました"ということを色んな形で分からせようとした。通夜の間、涙を流すことはないが枕元でひたすら父の顔を見続けていた。告別式の親族あいさつでは前に立たせ、斎場での骨上げなどもしっかり見届けさせた。

感情表出こそ無いものの、父の死を受け入れているように感じた。そして次の日から淡々と元の生活に戻ったが、絵本を買って動物や植物の死について教え、死というものがどういうものか、一生懸命伝えた。(2015)

163 これまでの関係があれば成功できる！

「死ぬかもしれない手術なんか、Hがいなかったら受けようと思わない」と手術の決意をされたHさんのお母さん。以前は、年に1～2回、1週間ほどの帰省をしていたが、お母さんの体調の関係で帰省が出来なくなっていた。そこに手術の話が持ち上がってきて、「死ぬかもしれない手術なんか…」の話になった。

そのお母さんに、入院前の面会を提案した。しかし、お母さんは入院前の面会には消極的であった。これまで面会後は必ず帰省していた。しかし今回は入院前の面会だから帰省できない。そうなると状態を崩すのではないか、そうであるなら面会は避けよう、ということであった。

しかし、手術前に何とか面会を実現させてあげたかった。その面会を成功させると、手術以降の帰省なしの面会にも、お母さんは不安なく来られるようになると考えた。

成功できると思った。新任で担当した2年半前、イライラ動き回り、甲高い声でしゃべりまくっていた。食事では"盗

食”が頻繁にあって、支援員はHさんの手を持ち、体でガードして“盗食”を防いでいた。それでも隙を狙われるような状態であった。

＜一緒にいてゆったりと過ごせるような関係＞づくりを、ただただ一生懸命した。大好きな？コーヒーへの取り組みもその一つである。Hさんは、コーヒーを飲むと興奮しやすく早口で多弁になる。睡眠にも影響する。その大好きな？コーヒーを何とか楽しむものにしたいと考えた。そして、公園でゆっくりと飲むところから喫茶店に行くところまで、一緒に練習した。そうして、今では落ち着いて話を聞いてもらい、約束も守ってもらえるようになった。だから、面会後の帰省がないということも、しっかり話し込めば、思いは伝わると考えた。

そうして、お母さんを迎える当日朝、静かな居室で、外食でのふるまい方や家に帰らないことなど、しっかりゆっくり話をした。そして、1年ぶりにお母さんと妹さんをあかりの家に迎え、私を含め4人で外食に出かけた。

レストランではお母さんの横に座った。そしてゆったりと自分で食べている。コーヒーも一口飲んでは置いている。「（一気飲みでなく）ゆっくり飲むのを初めて見た」と妹さんが驚いた。「良かったね」と話しかけると、ニコッと満足そうに頷いた。

そうして、お母さんが、「おかぁちゃん頑張って手術するからな」と話すと、「うんうん」と顔を見ながら真剣な顔で頷いた。その時、足の貧乏ゆすりは止まり、曲った姿勢も伸びた。別れ際、どこで寝るのか聞くと、「あかりで寝ます」と落ち着いて答えた。

退院後、定期的な面会も始まった。「帰省のない面会」の成功が、お母さんの気持ちを前向きにさせた。（2012）

123 どーんと構えて、微細な動きをしっかり感知して、主導権を握る

Kさんのお母さんが亡くなった。母親との別れをお願いし、園長を含め3人で家族葬に参列した。

長時間座り続ける中で、頻回なトイレ要求や失禁、ツバつけ、強い足の踏みならしも想定されたので、必要に応じて式場から離れる心積もりをして参列することにした。

2日前、服の購入時、“お母さんが死んだ”ことを伝えた。当日着替えの時、「死んだ」・「バイバイ」・「居ない」など、本人が理解できそうな言葉を探し、伝えていった。

当日、普段の外出であれば、うれしそうに着替えるが、神妙な面持ちのまま40分ほど車に乗り、告別式へ向かった。

何よりも、こちらペースを作ることに集中した。会場到着直後、本人のトイレ要求前に、トイレへ誘った。刺激を最小限にするため、開始までの15分間、周りが空席の一番後方に着席して待った。

その間、目線、指先、足先に注目した。耳元でささやくようにシンプルな声かけをして、余計な動きが出ないよう集中した。非常に落ち着いていたため、開式直前、前方へ移動、園長と私の間に座る。

読経が始まり、高音の打楽器が鳴ると指先が動き始め、小さな声が漏れ出す。うつ向き気味の姿勢を維持し、耳元で声をかけ、微妙な動きが分かるよう私の身体の一部を本人の身体に当てた。

30分ほどして突然オナラが出て落ち着きがなくなる。すぐ私の身体を軽く寄せ、本人への意識を強めた。読経が終わると同時に自ら立ち上がり、予想通りトイレを要求してきた。トイレから会場に戻る際は一歩一歩ゆっくり歩いた。

一緒に手添えで焼香し、棺に花を一緒に入れ、最後に棺を一緒に持たせてもらった。いつもと違う神妙な面持ちで、予想以上に落ち着いて振舞った1時間の参列であった。

彼の動きを予測し、多動的な動きをしなくて済む応援が成功した。彼を知っている親族なら想像もできないくらい落ち着いた姿を親族へ見せることが出来た。だから私自身気持ちよく葬儀場を後にした。（2013）

カレー作りへの思い

料理は、優れた療育内容の詰まった宝庫です。
生きる力を育み、親子の関係を深め、自己肯定感を高め、
責任感や感謝の心を育て、今を豊かな充実した生き方へと導きます。

4年前より、トモニ療育センターから河島先生と高橋先生にスーパーバイザーとして来ていただき、研修を受けています。

最初の「料理は、…」のメッセージは、先生のお話です。「ぜひ、あかりでも料理をしてください」とアドバイスをいただいて、昨年4月より、料理を始めました。

そして、いつの日か、お父さんお母さんに食べていただこうとの思いにつながって、この「夏まつり」の、メインテーマ「おもてなし」として実現することになりました。

ピーラーを持つ真剣な視線。お肉を入れる時の嬉しそうな表情。分りやすく手順が書かれたレシピと写真を見て、楽しみながら作っています。段々、早く出来上がる様にもなってきました。

楽しむこと以外にも、「全工程を体験して、一人で台所に立てるように」とも考えながら取り組んできました。「お父さん・お母さんに喜んでいただければいいですね」と話ししながら準備しました。

今まで気づかなかった利用者の皆さんの一面を見せていただくことは、とても嬉しいことでした。

ちょっと大げさな表現になりますが、「もてなすことが出来、感謝される存在になり、人のために働く喜びを知ってほしい。」今回、そんな思いを込めてカレーを作りました。

まだまだ、私達が上手く一緒に出来ていないのですが、力をつけ、「利用者の皆さんが、お家で料理をして振る舞い、ご家族の皆さんと一緒に料理を囲んで食事をとれる日が来ればいいなぁ」と考えています。

お父さんお母さんと一緒に、ニコニコで素敵な食事会になりますように。

2014年8月　夏まつり、各テーブルに置かれたメッセージカード

原点

障害者の福祉制度が目まぐるしく変わり、福祉の土台がかき回され続けている。施設の現場はゆとりを失って、〈粗雑な空気〉に支配されている感じがしてならない。

「丁寧に（みる・つきあう）」とか「少しでも（いい人生を送るため）」など、限界はあるにしても日本型の福祉現場で育てられたことばが、吹けば飛ぶような随分軽々しいものになってきている。

自閉症の彼らの、時に〝したくないのにしてしまう〟内面と行動障害とのつきあいに、「丁寧に」時に「一歩踏み込んで」観察しつきあうことは、彼らへの応援の原点である。

そういう意味でも、「介護（お世話）」か「訓練（就労）」かと、単純に2極化された自立支援法は間違っている。先達から営々と受け継がれ積み重ねられてきた「療育」も、厳然としてある。

（あかりの家　施設長　三原憲二）

「あかりだより」2007.8

「倫理的に行動するよりも、見せかけのコンプライアンスばかり重視」

あかりの家　三原 憲二（研究誌「第21回あかりの家事例研究会」(2015.2)より）

今の時代の福祉を、「<標準化>と<マニュアル化>と<エビデンス>と<コンプライアンス>に覆われている」と、4つの単語を並べて批判的に表現する管理者としての私は、今の世の中についていけない。

一つずつは、例えばマニュアルは、必要である。ただ、それがマニュアル<主義>に化けると、もうついていけない。強要されるとなると、逃げていくしかない。

それらが、政策誘導的に使われる時、福祉現場の安易な管理のための道具として使われる時、支援現場的、“虫瞰的”(←→鳥瞰的)な見方が全くできない講師の知ったかぶりの講義を聞いている時、あるいは施設仲間からの“標準化やエビデンスがない手法は時代遅れ”との評論を耳にする時など、深い溜め息しか出てこない。

そして、これらが世を覆うようになって来て、福祉の世界は、“契約さえしておけばOK！”“マニュアルさえ準備しておけばOK！”“職員の頭数さえ揃えておけばOK！”といった<形式達成主義>にどんどん浸食されている。

そこで、以下の展開の前に、これによって私の問題意識は一気に整理された新聞記事を紹介しておきたい。この正月、2015年1月3日の朝日新聞のインタビュー記事である。

「制度や規制が複雑になりすぎて、治すはずの病気そのものになってしまったこと。(人々や企業は)倫理的に行動するよりも、**見せかけのコンプライアンスばかり重視しています。**」「安易な訴訟や恣意的な判決で、法の支配が十分に機能しなくなった」　(ニーアル・ファーガソン；米・ハーバード大・歴史学者)　(以下略)

【全員参加型討論会】事業者側

どうする？ 家族とわが子らの高齢化

兵庫県　社会福祉法人陽気会　総合施設長　松端　信茂　氏
（兵庫県知的障害者施設協会会長・近畿地区知的障害者福祉協会副会長・神戸市知的障害者施設連盟会長）

1. 全施連第12回、13回全国大会より

（1）全施連の考え方　新しい生活施設のあり方に関する提言

・ノーマライゼーションの表層的理解
・何よりも生活施設に人間的な暮らしを築くための努力の放棄
・旧態然とした貧相な施設を維持させるのではない、居住形態の発展的変更、施設開放、地域住民との交流
・生活施設を地域生活の一形態として共存させる
・命の安全と健康保持、衛生面の配慮の保障
・新しい生活の場としての生活施設の新設

（2）《宗澤先生》 障害者権利条約のエッセンス

・虐待とは本来、慈しみ合いや労わりあいの期待される二者以上の関係において
　不当な力の行使により発生する人権侵害
・発生防止には、独立した当局により効果的に監視されることを確保する
・特定の生活方式で生活することを義務づけられないこと⇒「生活施設」ではない
・障害者権利条約は入所施設を否定しているのではない
　しかし、入所施設のあり方の抜本的変更が必要
　（公定訳は誤訳）
・施設内、法人事業所内生活ではなく、社会的に包摂された地域生活の実現
　これらは、グループホーム、アパート、自宅いずれの生活形態であれ共通に問われる課題

（3）《小賀先生》 私たち全施連の求めるもの、それは暮らしの質の向上

・暮らしの質の向上こそが重要―「施設」か「地域」かの暮らしの場や形態ではなく
　「暮らしの質」を向上させるための議論が重要
　キーワードは「安心、安全で快適な暮らし」
・「地域」とは何か、「地域」は前提か―地域生活は暮らしの質が高いと言えるのか
　施設での生活の質が制度的に低いのに、それを政策的に放置した状態で、地域生活の質が保障されるわけがない
・新しい施設という表現を用いて、生活施設の新設、増設をもとめているのではない。
　現行の施設こそを「新しい施設」へと転換しなければならない
・劣等処遇を常態化してきた福祉補助金の低さの問題を明らかにしょう

・自由度の高い生活空間、生活時間、外出を含めた行動
・知的障がい者特別養護老人ホームの検討
・現行施設に対する過不足のない評価
　現状での積極的評価点を明らかにし共有する
　現状での問題点、課題を明らかにし解決策を提示する
・障害のある人の生活の質を上げるために、福祉協会との両輪の関係を築こう

2. 当法人での取り組み

(1)法人施設、事業所の概要

・障害児入所施設　　・児童発達支援センター　　・放課後等ディサービス
・生活施設(3施設)　　・生活介護事業所　　・就労支援事業所(2事業所)
・グループホーム(10事業所)　・単独型短期入所事業所　　・相談支援事業
・コミュニティデザイン研究所［利用者数360名　職員数200名］

(2)措置制度時代から現行法まで

・施設最低基準　居室占有面積　1人3.3㎡(2畳)

(3) 施設の存続をかけた改革、あるべき姿の具現化

・2大テーマ(全施連の研究提言と同じ論点、立場)
　①利用される方の社会生活環境の整備(安心、安全で快適な生活)
　②職員(福祉従事者)の働く環境の整備
・児童施設の児者併設型への転換
　児童施設の成人併設型を平均年齢70歳の知的障害高齢者施設に
・自立生活型居住棟(ワンルーム型個室)
・リハビリ庭園　・療育庭園
・現行施設の全リニューアルで完全個室化
・食堂サロン化 (ご家族、来園者談話室)
・その他整備
・地域福祉拠点構想

3. 今後の取り組み

・県域、市町にモデル事業の構築
・全施連と福祉協会との両輪の関係の構築
・現行施設を新しい施設へと転換するネットワーク化

兵庫県知的障害者施設利用互助会機関紙より
― 陽気会　ひだまり園の紹介 ―

施設互助会だより

発 行 一般社団法人
兵庫県知的障害者施設利用者互助会
〒650-0016
神戸市中央区橘通３丁目４-１
神戸市立総合福祉センター２F
神戸市知的障害者施設家族会連合会内
TEL. (078) 351-5028
FAX. (078) 351-5028
Eメール : h_gojyokai@grace.ocn.ne.jp
印刷所 デジタルグラフィック株式会社
TEL. (078) 371-7000
第 48 号

新支部ご紹介コーナー

ひだまり園

社会福祉法人　陽気会　ひだまり園
施設長 松端　信茂

この度、陽気会本館が完工いたしました。この建物では、最年少３歳児から最高齢88歳までの方にご利用いただいています。１階には障害者支援施設ひだまり園、２階には保育・児童プレイルーム（児童発達支援センター・放課後等デイサービス）、３階には地域の方々との交流エリアとして、大ホール・会議室を設けました。

本館の顔ともいえる１階に位置する高齢障害者の介護施設ひだまり園は、従来の施設イメージを一掃するモデル施設を目指して開園しました。当施設は定員26名で完全個室制、各部屋にトイレ・洗面所が付属されています。壁の色は部屋ごとに異なっており、どの部屋からも建物中央に位置する中庭が一望できます。また、広い空間でゆっくりと食事をしていただける食堂・デイルームが設けられ、浴室には特殊浴槽２台（車いす対応・ストレッチャー対応）が設置されています。

また、法人施設全体で看護師４人体制をとったことにより、施設内で栄養点滴、痰の吸引等の処置を行うことができ、施設における在宅医療の看取りが可能となりました。

このような新しい仕組みづくりに試行錯誤しながらも、「明るくて清潔」「家庭的で楽しい雰囲気」「誰もが暮らしたくなる」をモットーに、既成概念や慣習に捕われない清新な施設を目指していきたいと思っております。

memo

【全員参加型討論会】家族側

どうする？ 家族とわが子らの高齢化

福岡県　第二田川学園　保護者会会長　奥　　昭義　氏

1. 障害者支援施設（入所施設）の置かれている現状

障害者支援施設（入所施設）に支払われる報酬は低く、職員の給与は、加算による処遇改善が一部なされてはいるものの、他の業種に比べ依然として低い。国は、入所者の生活の質を上げるための対策を講じようとせず、入所施設が失策であったかのように、「施設から地域へ」「我が事・丸ごと」等のスローガンの下、グループホームへ、アパートへ、自宅へ、と「地域」と呼ばれる場所へ放り投げ、地域住民へも責任を押し付けて何とか済ませようと考えている。グループホームへ移り、少人数で住み、「地域」に住めば、それだけで本当に幸せになれるのか。安心、安全、快適な暮らしができるようになるのか。それには、住民の理解、協力体制と、それを実現させるために国による充分な予算の下での整備が必要なはずである。知的障害者が、健常者同様に、「地域」で普通に暮らせるのなら、最初から障害者支援施設（入所施設）を利用することをしない。10年後、20年後、利用者の大半が高齢化する将来を見据え、身体機能や認知機能の低下をできる限り予防し、さらには看取りまでも行えるよう、施設での生活の質の向上を目指し、安心、安全で快適な暮らしを担保することが、利用者、家族、施設及び関係者にとって喫急の課題である。そのためには、家族と施設が一丸となって、施設での支援体制を見直し、向上させていかねばならない。以下に第二田川学園の具体的な支援体制を紹介する。

2. 第二田川学園の支援体制

- 保護者会と職員の話し合いの場として、毎年、総会、懇談会、懇親会、その他随時会合を持ち、意見や質問、要望、苦情等を伝え、施設側から回答を受け、改善を図ってもらっている。また、その時には毎回、障害福祉に関する制度の改正や動向、介護保険制度との関連等についても、施設側より説明を受けている。また、それらの会合だけでは伝えにくい要望等をも無記名のアンケートにて拾い上げて伝えている。
- 保護者会長は、法人の評議員として任命され、評議員会においてだけでなく、随時、施設運営、人員配置等、詳細な点についても、施設長と幹部職員へ意見や質問を直接に伝え、議論している。
- 重度知的障害、行動障害、てんかんや統合失調症等の精神疾患、自閉症等の発達障害、身体障害、リウマチや糖尿病等の疾患等を持つ者、及び高齢の障害者に対応するため、常勤専従の看護師を3人配置している。さらに、夜間にも看護師を毎日配置する体制を整えつつある。
- 入所者の医療機関受診を制度上制約する配置医を廃止した（そのため、施設への報酬は減算となっている）。それ以降、その元配置医がいる医療機関へは協力医療機関として受診している。
- 訪問歯科による口腔ケア、診察、治療等を週3回行っている。

・理学療法士（非常勤、月・水・金の勤務）を採用し、また福岡県地域生活支援事業を活用して外部より作業療法士を毎月招き、さらに言語聴覚士を近隣の病院より招き、利用者へのリハビリ訓練、及び職員に対して誤嚥防止対策や介助、支援の方法の指導を行っている。
・現在の人員配置は、利用者1.7人：生活支援員1人の割合であるが、さらに生活支援員を増員すべく募集中である。
・生活支援員の夜勤体制を従来の2人（男1女1）から3人へと増員、常勤専従の管理栄養士を1名配置。
・入浴の介助・支援は、利用者全員に対して、土日祝日を含め、毎日実施している。総じて、利用者の重度化や高齢化を注視し、利用者と家族の安心を担保するため、あじさい園（全施連副理事長の南氏が理事長を務める高知小鳩会の運営する障害者支援施設）をお手本にし、さらには看取りを行うことも視野に入れている。また、例えばグループホーム等の「地域」への移行や、就労等への支援よりも、むしろ　日々の生活において、バイタルチェックや口腔ケア等の健康管理、医療機関受診、爪やひげ・髪・服装等の整容、衛生等に重きを置いて、病気予防に配慮し、安心、安全で快適な生活を目指している。

【参考】

第二田川学園の概要

・開設：平成6年5月1日
・種別：障害者支援施設
・サービス種別：施設入所支援（定員50名）、生活介護（定員58名）、短期入所（定員6名）、日中一時支援
・運営主体：社会福祉法人 東田川福祉会

※第二田川学園の他に、就労継続支援Ｂ型事業所（田川学園、碓井学園）グループホーム（ほんわか荘）、指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所（アイオーン）を運営

■利用者について

	入所	通所	合計
男性	31	4	35
女性	22	2	24
合計	53	6	59

利用者の平均年齢	45歳11月
最高齢	76歳
最年少	16歳
平均利用年数	16年3か月（入所者）
平均障害支援区分	4．8

■職員について

職種	常勤	非常勤	合計
管理者	1		1
サービス管理責任者	1		1
生活支援員	20	17	37
看護師	3	16	19
理学療法士		1	1
管理栄養士	1		1
事務員	2		2
合計	28	34	62

【全員参加型討論会】家族側

高齢化に向けての親のおもい

あゆみの里家族会会長　呉　　珀華　氏

[あゆみの里概要]

社会福祉法人　神戸あゆみの会　　障害者支援施設　あゆみの里
平成 5年　あゆみの里　（生活介護・施設入所支援）
平成16年　喜楽舎　（生活介護）　10名
平成17年　（共同生活介護事業所）　友遊ホーム　（男子4名）
平成20年　（共同生活介護事業所）　ホーム遥　（女子4名）
平成26年　（障害福祉サービス事業所）　なごみの里　（身体障害者25名、知的障害者25名　計50名）

[利用者状況]

入所63名　通所12名　計75名
（全員が生活介護、その内施設入所支援は69名、日中なごみの里に通い、夜間はあゆみの里で生活している方が6名）
平均年齢　入所44歳　通所33歳

法人の基本理念

◎利用者に対して一人の人として向き合います
◎利用者にとって生き甲斐のある生活を模索します
◎利用者とともに生涯の幸せを求めていきます

[今回話題提供するにあたっての家族の意見・要望]

・送迎の問題
・緊急時のショートステイの問題
・親・家族の思い
◎施設が終の住処となってほしい
◎利用者が高齢化していく上で、それに対応した細やかな支援が必要
◎親の死が利用者に与える影響の心配
◎介護サービスとの連携
・きずなノートの紹介
　2010年に親なき後のために、親から子へのラブレターとして、
　後を託す方のための書き込み式ノートを作成（会場でも販売中）。

ぜんしれん
全国知的障害者施設家族会連合会

全国知的障害者施設家族会連合会の理念

本会としてすべきこと（会の憲章）

Ⅰ 本会は、我が子らの幸せを追求すること。
反面、我が子らの幸せを侵害するあらゆるものに対し、
全力を挙げて立ち向かうこと。

Ⅱ 本会は、知的障害者（児）の全ての親や家族が
手を取り合うことの重要性を認識すること。

Ⅲ 本会は、もの言えぬ我が子らに代わって正しい意見を言うこと。

原　則（会員のルール）

Ⅰ 異なる意見は互いに尊重し、決して争ってはいけない。
異なる意見とは、知的障害者（児）の幸せの姿の違いであり、
争うことではないと理解し、議論をつくすこと。

Ⅱ 親個人がいかなる主義主張があっても知的障害者（児）運動に
参加する者は党派や信条を超えること。

Ⅲ 施設は知的障害者（児）の人生を豊かにするために存在するもの
であり、施設の職員や一般社会の人々とは、互いに立場を尊重し
協力関係にあること。

Ⅳ よく話し合い、勉強し合い、知りえたことはみんなで共有すること。

全国知的障害者施設家族会連合会のあゆみ

組　織　☆知的障害者施設にある家族会が都道府県単位に連合会を組織する。
　　☆その都道府県連合が会員となり全国で一つの団体として組織している。
目　的　全ての知的障害者施設を利用する福祉向上を図り、その豊かな生活と権利を護ることを目的とする。
会　費　正会費　1,500円×施設数+6万円　　賛助会員1施設　3,000円　　個人　2,000円
（平成30年現在）

平成15年度

三重県、島根県、熊本県が名古屋にて全国組織の立ち上げを相談する。

平成16年度

全国知的障害者施設利用者互助会松江大会にて三重県、島根県、熊本県の呼びかけに長野県・兵庫県が参加し計画する。

平成17年度

9月　全国組織を立ち上げる。京都府にて設立総会を開催（参加14都道府県）
「全国知的障害者施設家族会連合会」の名称・規約の制定。
☆厚生労働省・障害者対策議員連盟等に陳情
12月　自民党知的障害対策議員連盟と面談の上、18年度予算措置に関する要望書を提出

平成18年度

9月　第2回全国大会（熊本県）（参加17都道府県　58名）
記念講演　「障害者自立支援法について」　講師　厚生労働省 田仲 教泰 課長補佐　「大会宣言」を採択
2月　全国会議開催
☆厚生労働大臣に要望書提出
☆日本知的障害者福祉協会主催の緊急集会に参加
☆自民党・民主党へ陳情

平成19年度

4月　全国支部長会（名古屋）
6月　「支援法の抜本的見直しを求める緊急集会」に約1,000人参加（東京）
6月～10月　福祉協会と共に請願署名
8月　民主党へ議員と面談の上「応益負担廃止・程度区分廃止」の要望書提出
全政党へ「自立支援法凍結」提案を提出
7月　参議院選挙時に各政党に知的障害者施策に関する公開質問状を提出する
9月　第3回全国大会　愛媛県（141名参加）
テーマ　「今、家族として何をすべきか」
講師　高崎健康福祉大学院教授　相澤 與一 氏　「理念」「大会決議」を採択
10月　第1回「フィンランド・デンマーク障害者の暮らしを知る旅」企画
11月　研修会（名古屋）「障害者自立支援法を廃案に」　講師　三谷 嘉明 教授・初谷 良彦 教授
11月　全施連提言作成（全施連としての障害福祉ビジョンを作成）
12月　「障害者自立支援の抜本的見直し等を求める重要要望事項」を町村内閣官房長官に面談の上、提出
1月　「障害者自立支援法に関する請願書」署名開始
3月　全施連提言一部改正　支部長会2回
「親の不安はこれだ」発行　2,700冊販売　関東ブロック協議会・九州ブロック協議会設立

平成20年度

4月　支部長会＆研修会（大阪）
講演　「中央情勢と今後の課題」
講師　JD常務理事　藤井 克徳 氏
4月　全国統一集会　18都道府県　6,000人が参加
4月　第2回「フィンランド・デンマーク障害者の暮らしを知る旅」企画
5月　「障害者自立支援法に関する請願書」　署名終了　42万人
7月　社会保障審議会障害者部会の全委員に「障害者自立支援法に関する要望書」提出
同じく厚生労働省へ要望書提出
8月　自民党へ「障害者自立支援法に関する要望書」提出
8月　緊急支部長会（大阪）
9月　第4回全国大会　静岡県（参加22都道府県　248名）
テーマ「守ろう　わが子の幸せ　進めよう、障害福祉」
講師　めぐみ生涯発達研究所長　三谷 嘉明 氏
11月　「障害者自立支援法に関する請願書」民主党・公明党・共産党・社民党・新党日本・国民新党の各議員より審議会へ提出
「障害者自立支援法の抜本的見直しをさらに進める緊急集会」東京（700名参加）
同上請願署名　61万人
支部長会3回

平成21年度

4月　入所施設存続の請願署名　全国45都道府県より8万人の署名
民主党　障がい者制度会改革についてのプロジェクトチーム発足
6月　支部長会（大阪）
講演　「中央情勢について法の施行3年の見直し改正案について」
講師　日本知的障害者福祉協会会長　小板 孫次 氏
7月　衆議院選挙に向けて公開質問状提出
9月　第5回全国大会　島根県（参加23都道府県　290名）
テーマ「障害者の尊厳ある暮らしを考える」
講師　神戸女学院大学教授　石川 康宏 氏
9月　「新型インフルエンザワクチン接種」に関する要望書を厚生労働省に提出
10月　「入所施設存続」の要望書を全政党に提出
☆内閣へ「障害者自立支援法新体系移行における施設費の見直しに関する」要望書提出
11月　民主党・厚生労働省へ「入所施設存続」の陳情
12月　支部長研修「エンドレスで話し合おう」　福岡県（参加26都道府県　48名）
支部長会3回

平成22年度

4月　オープン正副会長会　障害者制度改革推進会議　ヒアリング
全国学習会開始（4月～10月）
親亡き後を心配する家族の会　全国遊説開始
5月　入所施設存続署名引渡し式　衆議院会館　受け取り議員42名　参加者（本人を含む）56名
6月　支部長会＆総会（札幌）　山崎議員厚生労働委員との懇談会・伊達市見学
7月　ホルム氏講演（デンマークの福祉事情）

7月　吉田副幹事長・大串財務大臣政務官・山井厚生労働大臣政務官・中根議員等に面談、
自立支援法の凍結入所施設存続の新たな法律をつくるための要望活動
9月　第6回全国大会　兵庫県（参加32都道府県　647名）
テーマ　「どこで　だれと　どう生きてほしいのか」
講師　桃山学院大学准教授　松端 克文 氏
10月　全施連を応援する有志の会（国会議員）設立
10月　「統一要望」を全国各都道府県連より関係機関に提出
11月　自民党特別委員会「改正障害者自立支援法について」団体ヒアリングにて意見表明
12月　顧問団設立
1月　支部長研修（愛知）懇談会　中根康浩議員
2月　障害者制度改革推進会議室室長と面談の上、意見書を提出
2月　民主党議員と面談の上「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律案に対する意見書」を提出
3月　勉強会　「願いを形に表そう～入所施設を地域の拠点に～」　北九州大学　小賀 久 氏
3月　東日本大震災義援金募集開始
支部長会4回
東京都知的障害者施設家族会等連合会発行「吾輩はダウンである」販売協力

平成23年度

4月　自民党特別委員会・厚生労働省合同会議にて「東日本巨大津波災害対策」意見表明、要望書提出
4月　民主党「東日本大震災特別立法」についての要望書提出
4月～3月　全施連顧問PT会議　（全8回）全施連ビジョンの理論構築
6月　支部長会＆総会（大阪）
9月　第7回全国大会　千葉県　（参加28都道府県　636名）
テーマ　「考えよう！わが子らが安心して暮らせる場を」
基調講演　鹿児島大学法科大学院教授　伊藤 周平 氏
東日本大震災義援金1,600万円罹災県支部及び県福祉協会へ寄付　義援金募集は続行
9月　東日本大震災義援金配布
9月　那覇学園事件
10月　緊急支部長会（名古屋）
11月　一般社団法人格　獲得
12月　民主党有志の会（大串議員以下14名）・厚生労働省・（土生課長以下3名）
全施連（由岐会長以下9名）懇談の上「障害者自立支援法一部改正案に関する要望」提出
1月　支部長会（宮崎）
3月　民主党ワーキングチームによる総合支援法説明会にて「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言について」意見表明し、要望書を提出
3月　「総合支援法」への抗議文を民主党はじめ各政党に提出
3月　自民党障害者特別委員会にて「総合福祉法に関する」意見表明して要望書を提出
・PT会議8回
・東京都知的障害者施設家族会等連合会発行「吾輩はダウンである」販売
・中国・四国・近畿・東海ブロック設立（後　西日本ブロック）

平成24年度

5月　支部長会＆総会（大阪）

7月　厚生労働省へ入所施設待機者調査の依頼
8月　自由民主党知的障害福祉推進議員連盟意見交換会に参加し、要望を表明
10月　第8回全国大会　大分県（参加24都道府県　501名）　大分市博愛会施設見学
テーマ「みんなで拓こう！わが子らが安心して暮らせる未来　今何を、これから何をすべきか、家族会」
基調講演　北九州市立大学教授　小賀 久 氏
11月　民主党有志の会・厚生労働省へ陳情と意見交換会　55名参加
11月　自民党・民主党等の政策ヒアリングに参加
「障害者総合支援法」「差別解消法」等に関する意見書・要望書を提出
《 東日本大震災義援金・義援金付Tシャツ販売 》
デンマークよりチャリティーコンサートによる義援金の寄付を受ける
3月　支部長会（東京）
3月　民主党（賛同議員103人　参加議員48人）・厚生労働省・全施連（43人）意見交換会の上
「知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求めて」の要望書と「全施連提言」を提出
3月　自民党特別委員会にて障害者差別解消法に対する要望を表明
3月　厚生労働大臣及び各政党に「知的障害者が安心して暮らせる入所施設の新設を求めて」の
要望書と「全施連提言」を提出
正副理事長全国遊説　計21回

平成25年度

4月　自民党特別委員会にて障害者差別解消法の説明を受ける
6月　社員総会（大阪）
10月　第9回全国大会　北海道（参加24都道府県　648名）
（前夜祭　利用者によるファッションショーやコンサート）
テーマ「知的障害者を持つ人の生涯を考える―意思疎通の保障と意思決定支援―」
基調講演　埼玉大学准教授　宗澤 忠雄 氏
・東日本大震災義援金終了　全国より義援金合計24,844,980円全額罹災県施設家族会支部
または県福祉協会に寄付　義援金付きTシャツ2,115枚
・「生活の場」「意思疎通支援のあり方」検討会
12月　千葉袖ヶ浦施設での虐待事件への抗議文を厚生労働省はじめ関係機関に提出
2月　理事会（大阪）

平成26年度

6月　社員総会（大阪）
6月　「配置医師の初診・再診料請求について」要望書を厚生労働省へ提出
10月　第10回全国大会　愛知（参加25都道府県　483名）
テーマ「知的障害を持つ人の生涯を考える！～その人に合った終の住処はどこですか～」
・副理事長を1名追加
・65歳問題に取り組み、要望書を提出
・日本障害者協議会の政策委員会に参加

平成27年度

6月　社員総会＆理事会（大阪）
7月　民主党横路孝弘議員に面談の上要望書提出
8月　原口一博議員を会長に民主党障がい難病施策議員連盟設立
9月　民主党障がい難病施策議員連盟・厚生労働省と意見交換の上要望書提出

10月　第11回全国大会　神奈川（参加23都道府県　566名）
テーマ「知的障害のある人にとって最適な生活の場とは
～障害の多様性さらにはライフステージに応じた生活の場を考える～」
講演　特定非営利活動法人日本障害者協議会・代表　藤井 克徳 氏
10月　山口県大藤園虐待事件の抗議声明を厚生労働省他関係機関に提出
11月　全政党に「24時間切れ目のない支援」を求める要望書提出
1月　障害者権利条約第1回日本政府報告に関するパブリックコメント提出
2月　虐待事件（大阪）抗議文を厚生労働省へ提出
3月　理事会（福岡）・PT会議Ⅱを北海道・秋田・福岡で開催（延べ77名参加）
理事会3回、PT会議3回
東京都知的障害者施設家族会等連合会発行「僕らがいちばん安心できる場所」販売協力

平成28年度

4月　民進党障がい難病施策議員連盟ヒアリングにて意見表明の上、要望書を提出
5月　4月に発生した熊本地震義援金を募集（合計6,278,991円が集まり、全額　熊本県知的障害者施設家族会を通じて罹災施設へ寄付）
6月　社員総会＆理事会（大阪）
7月　神奈川県津久井やまゆり園事件に対する声明文を発表
8月　臨時理事会　津久井やまゆり園弔問
10月　第12回全国大会　福岡（参加22都道府県　662名）
テーマ『「新しい施設」を語ろう―当事者の笑顔輝く日のために―』
基調講演　北九州市立大学教授　小賀 久 氏
10月　第2回理事会（福岡）
12月　厚生労働省訪問　障害福祉課長と面談
1月　神奈川県くず葉学園虐待事件対応
3月　第3回理事会
・4月～3月「24時間一貫した快適な支援施設の新設請願」
高知県いの町・兵庫県養父市にて可決運動するも可決至らなかった市町村多数
・PT会議Ⅱを大阪・東京で開催　　・正副理事長会　3回

平成29年度

6月　社員総会＆理事会
9月　「30年度福祉サービス等に関する意見書」厚生労働省に提出
第2回理事会
10月　第13回全国大会　秋田（参加27都道府県　402名）
テーマ「新しい生活の場を語ろう！」
講演　全施連　副理事長　南　守
第3回理事会
衆議院選挙への公開質問状提出
12月　「食事提供体制加算に対する緊急要望書」ファックスにて1,270名署名
1月　幹部研修会　神戸「我が事・丸ごと・地域包括ケアシステムと介護保険・障害者福祉のゆくえ」
鹿児島大学教授　伊藤 周平 氏
3月　障害者基本計画パブリックコメント提出
・理事会4回　・PT会議2回　・常任委員会4回

第14回全施連全国大会決議（案）

全国知的障害者施設家族会連合会は、平成30年10月23・24日二日間にわたって神戸市において、第14回全国大会を開催し、一人で暮らすことが困難で、家族の支援も確実に失っていくなか、制度としてこれ以上の福祉の後退は許されないという思いから、障害福祉制度が知的障害のある人、その家族が安心して託せる制度になることを願って全国から集い語り合いました。充実した公的支援制度の実現が願いです。現在、福祉政策のパラダイムの転換が起きています。「地域包括ケアシステム強化法」は「地域共生社会」の実現に向け、介護保険制度、障害福祉制度に「共生型サービス」を創設し、障害福祉と介護保険との一体化、統合が図られようとしています。

私たちは障害者の権利を守り、障害のない人と同等の暮らしができることを求め、次の事項を本大会の決議と致します。

決　議

1. 障害福祉制度と介護保険制度との一体化、統合は廃止して下さい。
2. 24時間切れ目のない支援で快適に安心・安全に暮らせる障害者支援施設やグループホームを居住する家と位置づける制度を新設して下さい。
3. 支援の制限に繋がる支援区分は本人に必要な支援が受けられる仕組みに変えて下さい。
4. 安定して必要な支援が受けられる職員の定員増と処遇改善を急いで下さい。
5. 知的障害者の特性を熟知し、福祉職の専門家としての施設職員を育成して下さい。
6. 生活保護費以下の障害基礎年金の引き上げ、憲法に保障された公的責任を果たして下さい。
7. 国及び地方公共団体は、知的障害者への障害福祉サービスを提供する義務を負うこととして下さい。

平成30年10月24日

一般社団法人 全国知的障害者施設家族会連合会

平成30年度　全国知的障害者施設家族会連合会　名簿

No	役職	都道府県	理事	〒	団体名 住　所	電話 ファックス	加　入 施設数	会員数
1	副理事長	北海道	石川　　誼	064 - 0804	北海道知的障がい児・者家族会連合会 札幌市中央区南4条西11丁目1291番地16号 はまなすコーポ1号館12号室　一般社団法人　福祉共生会内	011-512-8728 TELと同じ	87	7,581
2	理事	宮城	大野眞知子	983 - 0836	宮城県知的障害施設親の会連合会 仙台市宮城野区幸町4-6-2　宮城県障害者福祉センター内	022-293-4005 022-293-4010	10	587
3	理事	秋田	長坂　宏次	018 - 3204	秋田県知的障害者施設家族会連合会 秋田県山本郡藤里町矢坂字下一の坂2-1 障害者支援施設　虹のいえ内	0185-79-1234 0185-79-1271	8	762
4	理事	栃木	秋草　光枝	326 - 0011	栃木県知的障害児(者)施設保護者会連絡協議会 栃木県足利市大沼田町525-1　やまゆりの里	0284-90-2030 0284-90-2031	24	1,788
5	理事	群馬	岩瀬　　啓	371 - 0843	群馬県知的障害者施設保護者会連絡協議会 群馬県前橋市新前橋町13-12　群馬県社会福祉総合センター5F	027-288-0120 027-288-0121	23	2,786
6	理事	千葉	奥澤　時宗	270 - 1342	千葉県知的障害者支援施設家族会連合会 千葉県印西市高花4-1-1-203 奥澤　時宗様方	0476-46-3495 TELと同じ	47	3,112
7	副理事長	神奈川	大矢　武久	240 - 0032	神奈川県知的障害者施設保護者会連合会 横浜市保土ケ谷区法泉1-18-4-3　大矢武久様方	045-489-9712 TELと同じ	31	2,868
8	理事	愛知	助川　道教	491 - 0114	愛知県知的障害者施設家族会連合会 愛知県一宮市浅井町江森98　助川道教様方	080-5130-4061 0586-78-0677	18	1,131
9	理事	岐阜	寺島　章夫	500 - 8256	岐阜県知的障害者施設家族会連合会 岐阜県岐阜市八坂町50番地　寺島章夫様方	058-272-2870 TELと同じ	3	420
10	理事長	兵庫	由岐　　透	650 - 0016	兵庫県知的障害者施設家族会連合会(ひょうごかぞくねっと) 神戸市中央区橘通3-4-1　神戸市立総合福祉センター内	078-371-3930 078-371-3931	66	4,795
11	理事	和歌山	堀内　正次	640 - 0112	和歌山県障害児者施設家族会連合会 和歌山県和歌山市西庄1107-1　綜成園内	073-452-0294 073-452-2013	7	393
12	理事	島根	山根　良雄	690 - 0011	島根県知的障害者施設保護者会連合会 松江市東津田町1741-3　いきいきプラザ島根内	0852-32-5976 0852-32-5982	23	1,568
13	理事	山口	橋本　　晃	753 - 0072	山口県知的障害者施設家族会連合会 山口市大手町9-6　山口県社会福祉会館内	083-925-2424 083-925-2212	23	700
14	理事 副理事長	高知	山本　純史 南　　守	781 - 0321	高知県知的障害者施設家族会連合会 高知市春野町秋山2801-15　あじさい園内	088-894-2828 088-894-5555	6	250
15	理事	福岡	八木トミエ	812 - 0854	福岡県知的障害者施設保護者会連合会 福岡市博多区東月隈3-1-4-106　八木様方	092-503-0579 TELと同じ	26	1,550
16	理事	佐賀	西田　　修	840 - 0851	佐賀県知的障害者施設保護者会連合会 佐賀県佐賀市天祐1-9-12　鶴典之様方	0952-24-2545 TELと同じ	4	330
17	理事	長崎	廣川　英雄	851 - 0131	長崎県知的障害者施設家族会連合会 長崎市松原町728-2 サントピア学園内	095-839-2400 095-837-1500	5	300
18	副理事長	熊本	渡邊　民雄	860 - 0842	熊本県知的障害者施設家族会連合会 熊本県熊本市中央区南千反畑町3-7　熊本県総合福祉センター2階	096-351-8599 TELと同じ	39	2,350
19	理事	大分	上薗　哲郎	870 - 0816	大分県知的障害者施設家族会連合会 大分県大分市田室町9-80　アーバン田室411　岡本保博様方	097-543-2518 TELと同じ	13	763
20	理事	宮崎	黒木　隼人	885 - 0023	宮崎県知的障害者家族会連絡協議会 宮崎県都城市栄町4890-9	0986-21-3425 TELと同じ	8	456
21	理事	鹿児島	兼廣　倫生	890 - 0032	鹿児島県知的障害者施設家族会連合会 鹿児島県鹿児島市西陵7-30-3　川畑岩夫様方	099-281-9548 TELと同じ	57	2,900
賛助	茨城県・埼玉県・東京都・大阪府・奈良県・兵庫県・高知県・福岡県						9	143
合計							537	37,533

ともに歩む 明日をつくる

好きなものを食べ、好きなところに住む
家族、友達、恋人…好きな人と過ごす
困難なことにチャレンジしてみる
ときには失敗する　そして学ぶ
自由に未来を描き　明日にワクワクする
誰もがもつ権利
できること　できないこと　人それぞれ
ちょっと手を貸してもらえたら　そっと背中を押してもらえたら…
私たちはそんな想いによりそいながら　みなさんとともに歩み
その人らしさを大切にできる明日をつくっていきます

大地の家（施設入所 / ショートステイ / 生活介護）　やまゆりの家（グループホーム）　あいすくりーむの家（医療的ケア対応グループホーム）
明石市立木の根学園（ショートステイ / 生活介護 / 就労Ｂ型）　サポートセンター翔（ショートステイ / 生活介護 / 就労Ｂ型）　かいのき（生活介護）
サポートセンター貴和（就労Ｂ型）　サポートセンター双葉（生活介護）　サポートセンター曙（就労Ｂ型 / 就労移行）　すたじおぽっち（生活介護）
オアシス（相談支援）　明石市障害者就労・生活支援センターあくと　コットンベール（地域交流拠点 / アンテナショップ）

社会福祉法人 明桜会
〒674-0051 兵庫県明石市大久保町大窪 2752-1（法人本部 大地の家）
電話：078-934-1212　FAX：078-934-8952

あなたが主人公
そんな当たり前の生活を実現します！

社会福祉法人　姫路学園

障害者支援施設　姫路学園
〒671-0203　兵庫県姫路市飾東町大釜 461 番地の 3
TEL　079-262-0176　　FAX　079-262-0309
e-mail：himeji-gakuen@meg.winknet.ne.jp　　URL http://himeji-gakuen.or.jp/

社会福祉法人　姫路学園

姫路学園　家族会

あなたの喜びが　私たちの幸せ！
みんなで手を取りあって・・・

社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団

基本理念

私たちはキリスト教精神に基づき聖書に示された愛と奉仕の実践を通して社会福祉の向上に貢献します

私たちが大切にすること（行動規範）

1 私たちは聖なる神に仕えるように援助を必要とする一人ひとりに仕えます
2 私たちは利用者の人権を尊重し一人ひとりの生命をかけがえのないものとして守ります
3 私たちは利用者が生涯を通して全人的（身体的．精神的．霊的．社会的）存在として生かされるように支援者としての役割を担います
4 私たちはグローバル（全世界的）な視点に立ち隣人として地域社会、国際社会の人々との交流を深め幸せな福祉社会の実現に努めます

○神戸聖隷福祉事業団 2025 ビジョンイメージ

〒654-0142 神戸市須磨区友が丘１丁目１番地
電話（078）792-7555　FAX（078）795-4511
www.kobeseirei.or.jp

利用者の幸せと、
法人の目標を達成するために、
常に保護者（家族）とともに歩みます

大きな声で叫ばなくても、上手に意思表示出来なくても、一人ひとりの生命と声を大切にする社会。障害がある人もない人も力を合わせ、教育、医療、法律あるいは他の領域の専門機関とネットワークを結びながら、みんなが住み良い社会づくりに努めます。

社会福祉法人　愛心福祉会　**愛心園 / 愛心園保護者会**

〒678-1241 兵庫県赤穂郡上郡町山野里 2749-35

ＴＥＬ0791-52-3959　ＦＡＸ0791-52-4167

http://www.aishin-wel.or.jp/

（生活介護/施設入所支援/共同生活援助/短期入所/相談支援事業）

「らくらくベーカリー(パンの王様)」作業風景

障害者支援施設 出石精和園

天然酵母パン

野菜

障害者支援施設 五色精光園

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団

ほのか工房
大豆まるごと
豆腐「ほのか」

赤穂塩ラスク

障害者支援施設 赤穂精華園

障害者支援施設 丹南精明園

カレーハウス「moimoi」

障害者支援施設 三木精愛園

〒651-2134　神戸市西区曙町 1070 番地
TEL(078)929-5655　FAX(078)929-5688
電子メール:info@hwc.or.jp　ホームページ:http://www.hwc.or.jp/

支える心とおもいやり

Social Welfare Corporation Youkikai

社会福祉法人　陽気会

障害者支援施設
ひだまり園

【陽気会本館】
１階は
障害者支援施設
２階は
児童発達支援センター

児童発達支援
センター
おかば学園

障害者支援施設
ようき寮

ようき寮別棟

障害者支援施設
よろこび荘

障害児入所施設
おかば学園

陽気会は、障害のある方々の児童期から高齢期まで・・・幅広く総合的に支援しています。
どこで、だれと生活していても、その人らしく幸せな人生を送ることができるような地域と社会を皆様とともに創造していきたいと考えています。

就労継続支援Ｂ型事業所
サニーサイド神戸

就労継続支援Ｂ型事業所
サニーサイド宮崎

サニーサイド宮崎温泉付保養所

生活介護事業所
みのたに園

みのたに園併設
短期入所事業所

共同生活援助事業所
（グループホーム）

有野台ホーム

みのたにホーム

ひだまり園附属リハビリガーデン

法人本部　〒651-1313　兵庫県神戸市北区有野中町２丁目５番 19 号
電話）078-981-7271　FAX）078-981-0825

障害児入所施設	おかば学園
児童通所支援事業	児童発達支援センターおかば学園・放課後等ディサービスおかば学園
障害者支援施設	ようき寮・よろこび荘・ひだまり園
共同生活援助事業所	西大池ホーム・おかばホーム・みのたにホーム　他　（10 か所）
就労継続支援Ｂ型事業所	サニーサイド神戸・サニーサイド宮崎
生活介護事業所	みのたに園　（単独型短期入所事業所併設）
相談支援事業所	陽気会相談支援事業所
研究所	KOBE 北・コミュニティデザイン Lab.

社会福祉法人

神戸あゆみの会

やりがいと、いきがいと、しあわせを

理事長　　今岡幸子

法人本部　〒651－2321　神戸市西区神出町宝勢字辻堂西858－1

TEL：078－965－2360　FAX：078－965－3180

E-Mail：info@kobeayumi.or.jp　URL：http://www.kobeayumi.or.jp

障害者支援施設

あゆみの里

障害福祉サービス事業所

なごみの里
喜楽舎

共同生活援助事業所

友遊ホーム
ホーム遥

～成年後見の「まごころ」をこめた支援～

NPO法人　こうべ・りんくる・ねっと

「今」と「これから」をささえる輪

- 成年後見制度の普及、相談事業
- 成年後見開始申し立て支援事業
- 成年後見人に選任された場合の財産管理、及び身上監護
- 親から子供へのラブレター「きずなノート」の販売

＊事務所（社会福祉法人神戸あゆみの会なごみの里内）

〒651-2321　神戸市西区神出町宝勢字辻堂西 859-1　tel：078-965-0137

自閉症総合援助センター
社会福祉法人　あかりの家

親子旅行

クリーニング作業

自閉症成人施設・障害者支援施設　あかりの家
〒671-0122　兵庫県高砂市北浜町北脇504-1
保護者会会長　久保田　忠幸
施設長　　三原　憲二

就労継続B型・生活介護　ワークホーム高砂
〒676-0081　兵庫県高砂市伊保町中筋1331
保護者会会長　藤野　洋一
施設長　　齋藤　克己

〈ひふみ園で行っている事業〉
- 生活介護
- 入所支援
- 短期入所支援
- 日中一時支援
- 共同生活援助(包括型)

社会福祉法人くすのき会
障害者支援施設ひふみ園
ひふみ園家族会
〒651-1104
神戸市北区山田町藍那字瀬戸 2-4
TEL　078-591-8491
FAX　078-591-8494
URL　http://kusunokikai.org

祝

第14回
全国知的障害者施設家族会連合会
兵庫県大会

ご あ ん な い

株式会社 秋田仏壇店

野村店 加古川市八幡町野村字三家
☎0794-38-0123

国包店 加古川市上荘町国包340-405
☎0794-38-2463

会　　長　秋田　省吾
代表取締役　秋田　雅彦

広告

知的障がい・発達障がい・ダウン症・てんかんのある方のために

ぜんち共済ができること。

障がいのある方とそのご家族のための保険

ぜんちの あんしん保険

東京海上日動の個人賠償責任補償付

少額短期健康総合保険（無告知型）2016年創設

こんな時に使えます

病気やケガでの入院

最高日額1万円

虐待・差別・逮捕に対応

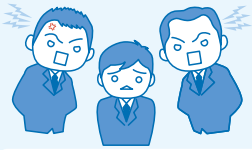

弁護士費用補償

誤って物を壊してしまう…

個人賠償責任補償最高5億円

思わぬケガでの通院

安心サポート

特別支援教育を必要とされている方のための保険

ぜんちの こども傷害保険

東京海上日動の個人賠償責任補償付

権利擁護補償付傷害保険（2016年創設）

こんな時に使えます

日常生活でケガをすることが多い…

入院・通院を日額保障

トラブルに巻き込まれた際、誰も助けてくれない…

弁護士がサポート

誤って物を壊してしまう…

個人賠償責任補償最高5億円

当事者同士での解決が難しい…

示談交渉サービス付き

東京海上日動と提携 最高5億円 個人賠償責任補償

（総合生活保険（個人賠償責任補償））

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

示談交渉サービス付き（国内のみ）

ネット申込・年払・月払OK

クレジットカード払OK（ネット申込のみ）

詳しい資料のご請求・お問合せは下記までお気軽にどうぞ

【2017年12月作成 17-T08668】

ぜんち共済株式会社

ZENCHI

関東財務局長（少額短期保険）第14号

〒101－0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号岩本町シティプラザビル5F

コールセンター

フリーコール 0120-322-150

URL：http://www.z-kyosai.com/

ぜんち共済 検索

※ご契約にあたっては必ず「ご契約に際しての重要事項」「約款」東京海上日動の「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合には、ぜんち共済株式会社までお問い合わせください。

神戸市自閉症協会

すべての自閉症スペクトラムの
人たちのために

会　長　日野　滋子
連絡先　事務局　久保　千明
TEL/FAX　078-975-3601

社会福祉法人
一羊会

社会福祉法人一羊会　一羊園

施設入所支援・生活介護・共同生活援助

〒651-1423 兵庫県西宮市山口町船坂 1958-1
TEL (078) 904-3835　FAX (078) 904-3424
E-mail:ichiyouen-5@ichiyou-kai.or.jp
HP https://www.ichiyou-kai.or.jp/
https://www.facebook.com/pg/ichiyouen/posts/

食縁

大小さまざまな宴会に！
神戸駅前正面

中国料理 天安園

〒650-0015
神戸市中央区多聞通3-3-1
TEL078-341-0002 FAX078-351-6810
http://www.tenankaku/com

RISTORANTE ANTICO ALBERGO
リストランテ アンティーコ・アルベルゴ

炭焼きイタリアン

イタリアミラノ本店のレシピをもとに、こだわりの西洋有機野菜と新鮮なお肉や魚介類をシンプルに皮焼きし、お召し上がりいただくイタリアンレストランです。五感で楽しむ本場炭焼きイタリアンをご堪能くださいませ。

リストランテ カルボナイア・アルベルゴ
〒659-0093
兵庫県芦屋市船戸町 1-31
モンテメール本館 5F
TEL:0797-23-1230

リストランテ アンティーコ ・アルベルゴ
〒670-0912
兵庫県姫路市南町 1 番地
山陽百貨店西館 6F
TEL:079-287-8238

神戸のおいしさを世界にお伝えします。
GAUFRES®
フランス菓子に和の心を取り入れたい
・・・そんな想いから、1927 年
当時の職人が 情熱を注ぎ、
ようやく実現した味わい「ゴーフル」。
いつの時代も愛され続ける、
やさしいおいしさをお届けします。

1897 年創業
神戸風月堂
〒650-0022 神戸市中央区元町通3丁目3番10号
PHONE. 078-321-5555
http://www.kobe-fugetsudo.co.jp

知的障害を持つ人と家族のしあわせのために

わが子らの幸せを追求しましょう
わが子らの幸せを阻むあらゆるものに
全力で立ち向かいましょう
すべての親家族が手を取り合い
力を合せていきましょう
物言えぬわが子らに代わって
意見をいいましょう

兵庫県知的障害者施設家族会連合会
（ひょうごかぞくねっと）
〒650-0016
神戸市中央区橋通 3 丁目 4-1
神戸市立総合福祉センター2F
神戸市知的障害者施設家族会連合会内
電話 078(371)3930 FAX078(371)3931
Email：h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp
事務局(月～金 9:00～17:00)

特定非営利活動法人 インクルひろば

インクル ひろば

西鈴蘭台を中心に、幼児から高齢者までが
自然につどえる居場所づくりをします
★子ども食堂（毎週木曜日）
★地域食堂　★歌声喫茶
★認知症カフェ（オレンジカフェインクル）
★障害者アート倶楽部　★子育てサロン

北区の野菜をたっぷり使ったお弁当（500円～）配達いたします
神戸市北区南五葉1丁目１番　西鈴蘭台名店街　五葉薬局隣
http://inkuruhiroba.sakura.ne.jp/

安心は人と人との絆から

NPO 法人　成年後見
こうべかぞくねっと・きずな

〒651-1143　神戸市北区若葉台 1-1-6
TEL：（078）203-8890　　FAX：（078）203-5778
E-Mail：koube-kazoku-kizuna@gaia.eonet.ne.jp
検索　こうべかぞくねっと・きずな

兵庫県内に５ヶ所の就労支援事業所
（就労移行支援・就労継続支援B型支援）を運営。

「あんしん・やりがい・えがお」のために
NPO法人 みちしるべ神戸

〒651-0065
兵庫県神戸市中央区割塚通 5丁目 2-18-101
TEL（078）221-0230
FAX（078）965-7007
E-mail ：mitisirube-kobe@nifty.com
Website：http://www.mitisirube-kobe.com

働く事を通じて、
就労に必要な力を
引き出していきます。

余暇活動と生活支援
にも力を入れています。

あなたのおもいを
カタチにします

ゆ めのある楽しい未来を
全ての人が、夢のある豊かで楽しい暮らしを実現できるよう取り組みます

た がいに理解し合う平等な社会を
全ての人が、理解し合い、支え合える地域での暮らしを実現できるよう取り組みます

か よい合う地域に根ざした福祉を
全ての人の、幸せな暮らしを願いともに手を取り合い、社会に貢献できるよう取り組みます

社会福祉法人 ゆたか会
障害者支援施設 希望の郷
希望の郷保護者会

加西市野条町86-93
TEL：0790-48-2521　FAX：0790-48-4222
E-mai：info@yutaka-wel.com
http://yutaka-wel.com/

・相談支援事業所はんど
・共同生活援助なごみ
・共同生活援助大空
・生活介護事業所輝き
・児童発達支援事業所なゆた
・就労継続支援B型事業所THREE-P
・小規模多機能型居宅介護事業所どっこいしょ
・加西市基幹相談支援センター

実行委員メンバー

実行委員長　木村三規子

由岐　透・三浦　雅春・吉岡　京子・寺澤　節子・平山　昭利・高野　國昭・笹川かほる
小山　京子・山口　英治・田中　佳子・服部満知子・呉　珀華・川村　幸子・小野寺良三
出来　竝江・野口　雄二・鳴瀬　京子・今井サチ子・武市　君江・山口　静子・中右　厚子
上田　茂・木村　政照・古田　功一・松田　文一・高林　恵子・佐山　忠行・谷田　明
岩本四十二・楯　順・高田　満・久保田忠幸・池田　雅美

事務局　上田梨紗子・南波　孝子

・兵庫県（県政150周年記念県民連携事業）
・社会福祉法人　神戸市社会福祉協議会
・公益財団法人　神戸新聞厚生事業団

この冊子は上記団体の助成を受けて作成いたしました

発行日 | 2018年10月23日
発　行 | 兵庫県知的障害者施設家族会連合会
印　刷 | 社会福祉法人 新生会　新生会作業所

提供：姫路市